

白川町コミュニティバス運行業務委託仕様書

1. 目的

平成 30 年 10 月 1 日にスタートした新しい公共交通システムによる自家用有償運送事業及び高校生の通学支援事業（白川町コミュニティバス事業）の一部（以下「本業務」という。）を交通事業者に委託するものである。

2. 業務概要

本業務を受託する運行事業者の運行管理のもと、予約の受付から当該運行事業者の乗務員による運転業務を行うほか、本町が直営で行う有償運送のために雇用する運転手（以下「直営運転手」という。）に対する安全教育及び運行管理を行うものとする。

3. 履行期間

令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

4. 業務の内容

(1) 予約受付業務

利用希望者から申し込みを受けるとともに利用者登録を行う。

実際の利用に関しては、利用日時、利用人数、行き先など必要事項を電話により予約を受付ける。電話による予約のほか、高校生の利用（JR 接続便）に関しては、インターネット専用サイトによる予約受付を行う。

なお、電話による予約受付時間は、原則午前 9 時から午後 6 時までとするが、必要に応じて協議により変更することがある。

(2) ホームページの利用及び管理

町が開設した公共交通「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」専用ホームページにより運行状況の随時発信を行うとともに、利用者への情報提供及び非常時の運行体制の整備に努めること。

(3) スクールバス車両を使用した JR 接続便及び白川中央線等の運行

小・中学校のスクールバス車両を使用し、白川北、蘇原、黒川、佐見から白川口駅及び下油井駅まで予約のあった利用者に乗せて運行する（JR 接続便）。また、白川中央線及び白川東白川線の一部を運行する。JR 接続便及び白川中央線等の運行本数及び運行ルートは、別に定める JR 接続便及び白川中央線等の運行時刻表及び運行ルートのおりとする。

なお、小・中学校のスクールバス運行業務（別契約）がある場合は引き続き当該運行を行い、当該運行がない場合は帰庫するものとする。

(4) ワンボックスワゴン型車両を使用した予約制バスの運行

7人乗り又は10人乗りのワゴン型車両を使用し、予約のあった利用者に乗せて目的地まで運行する。この場合において、公共交通地域部会の要望により白川・東白川地域公共交通活性化協議会において協議し、合意された運行形態で行うものとする。

(5) 白川町主催の安全研修等への参加

町営バスの安全性向上のため白川町が企画、主催する運転手の安全研修等に参加し、運転に関する知識や技術向上に努めるものとする。

(6) 使用料の収受

利用者から白川町コミュニティバス条例に定める使用料の収受を適切に行い、町が別に定める日までに町が指定する口座に納付するものとする。

(7) 乗車券等の販売

白川町コミュニティバス条例に定める乗車券（1日券、定期券、回数券）の販売を行い、町が別に定める日までに町が指定する口座に納付するものとする。

(8) 定例会議及び運転手会議

白川町営バス運行业務委託契約書第7条の規定により、運行状況の報告とあわせて白川町との定例会議を行うものとする。なお、必要に応じて運転手の同席を求めることがある。

(9) 各種利用促進

公共交通の制度説明及び利用者の増加に繋げるための各種利用促進を行うものとし、白川町及び公共交通地域部会と協議のうえ実施する。

5. 運行車両等

(1) 本業務に使用する車両は、白川町が貸与するものとし、別に締結する「車両使用に関する覚書」で定める車両とする。

(2) 白川町が貸与した、又は貸与する備品等については、運行事業者において適切な管理を行うものとする。

(3) 貸与する車両のうち本業務のみで使用する車両は、本業務の範囲において清掃を行うものとする。

(4) 各種報告書の提出、事故発生時の対応等については別途通知する。

6. 経費区分

本業務の実施に係る経費は、次のとおり区分する。

白川町が直接負担する経費	本業務の受託者が負担する経費 (委託料に含まれる経費)
<ul style="list-style-type: none">・車両リース料・燃料及び油脂費・車両の修繕、点検費・租税公課・保険料(自動車損害賠償責任保険料掛金)・アルコールチェック機器等の備品・その他右欄に記載されていない経費については協議して決定するものとする。	<ul style="list-style-type: none">・運転業務、予約受付及び運行管理に係る人件費(給料、手当)・適性診断、適性検査等の経費・車両用の通信機器及び通信費・パソコン購入費・任意保険料・一般管理費

7. 運行管理業務等の内容

本業務は自家用有償運送事業として、安全かつ確実に町民等の移動手段を確保するものであるため、高い安全意識の下で運行管理に当たるものとする。

(1) 運行事業者の運転手並びに直営運転手に係る運行管理

運行事業者の運転手並びに直営運転手(黒川地区及び佐見地区運転手)は原則として旅客自動車運送事業に準じた運行管理を行うものとする。

8. 運行中止及び緊急時の対応

(1) 運行中止は、あらかじめ設定する統一基準に準じて、運行事業者の判断で行うものとする。

(2) 緊急時の対応は、旅客自動車運送事業の運行管理に準じて行うものとする。

9. その他

この仕様書に記載のない事項は、白川町と運行事業者が協議して決定するものとする。